金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書第９４条の３の規定に基づき
承継される国債先物清算約定等の権利義務の条件を定める件

２０１７年1月３０日
株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第８条の３第２項の規定に基づき、国債先物承継が行われる国債先物清算約定等の権利義務の条件は、クロスマージン承諾者及び当社の間で金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書第８４条の５第１項の規定により成立した債権債務並びにクロスマージン承諾者及び清算委託者の間で同条第２項の規定により成立した法律関係に係る権利義務と同一とする。

以　　上